

平成 2 7 年 第 7 回

教育委員会定例会会議録

平成 2 7 年 7 月 8 日

中央区教育委員会

平成27年第7回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成27年7月8日(水) 午後3時00分
場 所 中央区役所6階会議室
出席委員 中央区教育委員会教育長 島田勝敏
委 員 松川昭義
委 員 窪木登志子
委 員 竹田圭吾
委 員 鈴木ゆか

説明のために出席した事務局職員

次 長 坂田直昭
庶務課長 高橋和義
副 参 事 斎藤公一
学務課長 伊藤孝志
指導室長 佐藤 太
副 参 事 吉野達雄
統括指導主事 柄澤武志
統括指導主事 丸山順子
図書文化財課長 俣野修一

書 記 中央区教育委員会事務局

教育行政推進係長 鷲頭隆介
教育行政推進係員 原田千恵

開 議 午後3時00分島田教育長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

教育長 島田勝敏
委 員 松川昭義

日程第1 報告事項
各課事業報告について

教 育 長 それでは、ただいまから平成２７年第７回教育委員会定例会を開会いたします。

私は齊藤前教育長の後任といたしまして、７月１日で教育長になりました島田です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方ご案内のとおり、齊藤前教育長が退任されたことに伴いまして、７月から新しい教育委員会制度のもとで教育委員会が開催され、運営されることになります。

新制度におきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１３条第１項に基づきまして、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなっております。

会務を総理することには、これまで松川前委員長に担っていただきました教育委員会の会議を主宰することも含まれておりますので、今後は、教育長が議長として議事の整理・進行等をさせていただくことになりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方から今後もお力添えをいただきながら議長役を務めさせていただきます。

さて、教育長職務代理者の指定につきまして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１３条第２項におきまして「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と規定されてございます。このたび私の任命後に松川委員をお願いいたしまして、ご了承いただいておりますことをここで改めてご報告申し上げますとともに、松川委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、中央区教員委員会会議規則第４条で、委員の議席は教育長が定めることとなっております。現在お座りいただいている席を議席といたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、本日の会議録の署名委員をご指名いたします。本日は、松川委員をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。日程第１、報告事項の（１）について報告をお願いいたします。

次 長 「平成２７年第二回区議会定例会（６月議会）一般質問（概要）」について、資料１により報告。

教 育 長 第２回定例会では、各会派からかなり広範囲にわたって教育委員会に関するご質問がございました。ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

教 育 長 それでは、もしございましたら後ほどまとめてということで、（２）につい

て、ご報告、引き続きお願いいたします。

学務課長 「通学路防犯設備整備事業（防犯カメラ）設置予定校」について、資料2により報告。

教 育 長 ただいまの防犯カメラの関係でご質問等ございますでしょうか。

窪木委員 防犯カメラについて、ご説明いただいていたかもしれませんが、録画時間というのはどのぐらいなのでしょう。

学務課長 24時間稼働で1週間保存し、それ以降は上書きをしていく形を予定してございます。

窪木委員 24時間で7日間はためておけるというもののですね。

学務課長 ご指摘のとおりでございます。

松川委員 この防犯カメラは、誰がどこで見ているのですか。

学務課長 従来、商店会や町会などが設置しているような、モニターをどこかに常備して、そこで監視するという体制ではなく、ただいま申し上げましたような24時間稼働で7日分録画できている状態を繰り返し、必要に応じて内容については確認作業をする形を予定してございます。

松川委員 監視の意味があんまりないのではないのでしょうか。

学務課長 今回の防犯カメラの設置の眼目は、24時間常時カメラで撮影をしているということで、可能な限りの経費を最大限有効に使うという目的でございます。常時24時間防犯カメラで撮影をして、必要に応じて内容はいつでも確認できる状態とすることで、犯罪抑止の一助となることを狙ったものでございます。

竹田委員 事後的に、何かあった後に内容をチェックするという意味では、確かに意味があると思いますけれども、通学路に防犯カメラが設置してあることを逆に告知していかないと、常識的に考えて抑止効果というのは見込めないと思います。一般的に、都市部で街区の防犯に使っている物は、カメラがついてるとわかるように見せるのと、警察も防犯カメラ設置をしましたという告知をしているから抑止効果が初めて期待できると思いますけれども、それはどのように伝えていくのですか。それがないと、先ほどご説明があった予防効果は、ほとんど期待できないと思います。

学務課長 ご指摘のとおりで、やはり犯罪抑止という観点からは、そこで常時防犯カメラで撮影していることが広く行き渡るようにすることが必要であると考えます。

実際には、ここにカメラを設置していますということをいろいろな形で広報もしなくてはいけないと思いますし、そこにカメラがあるということが明らかにするような掲示をいたします。

竹田委員 広報というのは、具体的にどのように行うつもりですか。

学務課長 具体的な方法については今後詰めてまいります、P T Aの皆様の活動を通じてお知らせすることも考えております。

教 育 長 各地区に防犯カメラを設置しているという看板か何か取りつけるようになっているのですか。

学務課長 具体的な看板の体裁は、これから学校や地域にご相談をいたしますが、ご指摘のように、防犯カメラを設置していることがわかるようにいたします。

竹田委員 看板などにより、歩いているときに町の中で防犯カメラが設置されていることがすぐわかるということが一番大事じゃないかと思います。そちらに予算を使ったほうがよろしいのではありませんか。

学務課長 ただいまご指摘いただきましたことを踏まえて具体化したいと思います。

教 育 長 地域とP T Aとご相談させていただきながら、一番抑止が出るやり方で実施したいと思います。

竹田委員 そうですね。地域の方が一番よくご存じだと思います。

次 長 防犯カメラの設置については、都の補助事業となっております、今出ておりましたような表示の件については、明確かつ適切な方法で防犯カメラを設置している旨、表示することや、設置に関して近隣住民の合意を得ることが条件としてついでございますので、ご安心いただければと思います。

教 育 長 今、次長が申し上げましたとおり、地域の方々と相談しながら、防犯カメラの設置がわかるような周知もしっかりしていきたいと思います。

松川委員 先ほどお伺いしたのですが、警察の防犯カメラは警察が見ていますけれども、教育委員会が設置する防犯カメラは、警察のモニタリングとは関係ないのですか。

学務課長 私どもが設置しているものですから、内容確認を最初に行うのは私どもですが、防犯カメラ整備事業の考え方として、警察当局等が必要な場合は、手続に則った上で、内容について提示できるようにする予定です。

教 育 長 松川委員のご心配は、即時性の点から、絶えず監視することが必要であるということだと思います。しかし、現在防犯カメラを設置されている地域も、やはり即時性というよりは、抑止力を重視しており、事件・事故が起きたときには、撮影された記録を警察内部に提供して捜査に役立てております。基本的には、子供たちの安全を守るために、犯罪を生まないようにという抑止のために、竹田委員がおっしゃったように、防犯カメラがあることを十分に周知してまいります。

松川委員 防犯カメラは、抑止ということを強調されているのですけれども、抑止ということであるなら、もっといろいろな考え方があるのかなと思います。今のご答弁を考えると、オンタイムで見えていくなら抑止力と即時性がセットになるのだろーと思いますけれども、看板で抑止できるということであれ

ば、抑止という観点から見れば、別の予算の使い方があるのかもしれないなと考えました。

教 育 長
窪木委員

ありがとうございました。その辺も踏まえて検討をお願いします。

今度は切り口が違う質問なのですが、教育委員会が設置するカメラなので、もし捜査機関から映っている情報を見せてほしいというような要請が第三者からあった場合、教育委員会としては、開示する場合がありますでしょうか。あり得るとすれば、どのような要件でお考えでしょうか。

学務課長

情報開示はありうると想定しています。実際に開示できるようにデータが取り出せるカメラを設置しますが、明確に想定しているのは、やはり警察当局への提供でして、例えば近辺で何らかの犯罪があつて逃走しているという場合に、どこを逃走しているかを確認したいという事例は想定しています。

それ以外の方が何らかの確認をしたいというのは、この目的に照らして合理性があるかどうかというのは、それはやはり確認をしなくてははいけないので、今すぐにどういう関係者から要望があつたら、それはいつでも開示する用意があるというのは、具体的には持ち合わせておりませんが、あくまでも本来の目的は犯罪抑止ですが、現に何らかの犯罪に関連する事象が起きたときに、その一助になるためには提供すべきだと考えます。

窪木委員

そうすると、現時点では緊急性がある場合には、それこそ令状がなくても開示する可能性はありうると。それはどういう場合かわかりませんが、緊急性がある場合には、バランス感覚で令状がなくても開示することはあり得るけれども、時間がたっても問題ない場合であれば、提供しない場合も考え得るのですね。

学務課長

ご指摘のとおりでして、プライバシーの保護は、かねてからご指摘があるので、いつでもその都度自由に開示ということではありませんが、開示する可能性につきましては、ご指摘のとおりでございます。

窪木委員
教 育 長

ありがとうございました。

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長
図書文化財課長

それでは、報告事項(3)について、報告をお願いいたします。

「平成26年度埋蔵文化財発掘調査等の実績報告」について

教 育 長

ありがとうございました。ただいまの埋蔵文化財の関係のご質問でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長

それでは、引き続き資料4でございます。「区長への手紙」の報告をお願いいたします。

指導室長

「意見・要望」の2件目から4件目までについて、資料8により説明。

図書館文化財課長

「意見・要望」の1件目について、資料8により説明。

教 育 長

ありがとうございました。本年5月の「区長への手紙」でございます。この件につきまして、何かご指摘やご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長

本日ご用意させていただきました報告案件は以上でございますけれども、その中から本日の報告、あるいは全体を通じましてご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長

ありがとうございました。それでは、本日の教育委員会はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後3時33分 教育長閉会宣言

署名委員